

公益財団法人大分県市町村振興協会資金貸付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人大分県市町村振興協会基金積立運用規程(以下「規程」という。)第4条の規定に基づき、公益財団法人大分県市町村振興協会(以下「この法人」という。)が、規程第2条に定める資金貸付事業等基金をもって市町村等に対して資金を貸付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(貸付対象事業)

第2条 この法人の貸付対象事業は、別表に掲げる災害関連事業で市町村等が緊急に実施を必要とする事業とする。ただし、資金に余裕がある場合は、別表に掲げるその他の事業を対象とすることができる。

(貸付の種類)

第3条 資金の貸付の種類は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の原資としての貸付で、市町村等に対する一会計年度を超えるものをいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業のうち災害関連事業に係る一時借入金としての貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 償還の見込が確実であること。
- (2) 事業の計画が適切であること。
- (3) 貸付日において当該事業が完成していること。
- (4) 財務の経理が明確であること。
- (5) 協会が貸付した資金の償還について延滞がないこと。
- (6) 長期貸付にあつては、地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けているか、又は地方債の届出及び協議の同意又は許可を受けることが確実と認められていること。

ものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付は、証書貸付の方法によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長期貸付の貸付日は3月31日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、土曜日又は日曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日または日曜日でない日)とする。
- (2) 貸付利率は、年3.0パーセントを上限とし、財政融資資金の貸付金利を基準に理事長が定める。ただし、災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた市町村に対する短期貸付は無利子とする。
- (3) 償還期限は、長期貸付にあつては、12年以内(うち据置期間2年以内)、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。
- (4) 元利金の償還方法は、長期貸付にあつては半年賦元金均等償還の方法によるものとし、短期貸付にあつては一括返済の方法によるものとする。
- (5) 長期貸付の元利金の償還金支払日は、9月20日及び3月20日(その日が祝日法による休日、土曜日又は日曜日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、土曜日または日曜日でない日)とする。
- (6) 利息については、次のとおりとする。
 - ア. 貸付日は利子計算の対象とせず、支払日は対象とする。
 - イ. 利子計算において円未満は切り捨てるものとする。
 - ウ. 第1回目の償還における利子計算式は、 $\text{利子} = \text{元金} \times \text{年利率} \times \text{貸付日の翌日から利子支払までの日数} / 365$ とする。
 - エ. 第2回目以降の償還における利子計算式は、 $\text{利子} = \text{元金} \times \text{年利率} \times 1 / 2$ とする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

(1) 借入申込書(様式第1号又は様式第2号)

(2) 事業概要調書(様式第3号又は様式第4号)

(3) 長期貸付においては、起債届出書及び起債同意書又は起債許可書の写

2 前項に定めるもののほか、この法人は、当該市町村等に対し必要な書類の提出を求めることができるものとする。

(貸付の決定)

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、貸付を行うことを決定した市町村等に対しては、借用証書(様式第5号又は様式第6号)の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付の実行)

第9条 前条の規定に基づき貸付の決定を受けた市町村等は、前条の借用証書に実施事業調書(様式第7号)を添えて、この法人に提出するものとし、この法人はこれと引き換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金の送付後、償還年次表(様式第8号)を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 第9条の規定による貸付決定を受けた市町村等は、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第9号)をこの法人に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付金の償還)

第11条 この法人は、貸付金に係る元利支払期日の2週間前までに、元利金払込通知書(様式第10号)を当該市町村に送付するものとする。

2 市町村等は、前項に規定する元利金払込通知書に定められた期日に、同通知書によって指定された銀行に元利金を払込むものとする。

(繰上償還)

第12条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。この場合において、この法人は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに当該市町村

に対し、繰上償還通知書(様式第11号)を送付するものとする。

2 資金の貸付を受けた市町村等は、次のいずれかに該当する場合、貸付を受けた資金の全部または一部を繰上償還することができる。この場合において、当該市町村等は、あらかじめ繰上償還申請書(様式第12号)をこの法人に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 貸付を受けた事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は計画を変更したとき

(2) 貸付を受けた事業により設置した建築物等が自然災害、火災等による損壊、滅却等により使用不能となったとき

(3) 財政健全化団体となったとき

(4) 貸付を受けた事業の当該貸付の決定に係る資金計画のうち補助金等の額に変更が生じたとき

(5) 災害救助法の適用を受けたとき

3 この法人は、貸付を受けた市町村等が財政の健全化を図るため、特に必要と認められるときは繰上償還をさせることができる。ただし、この場合において当該市町村等に対しては、繰上償還した年度を含める3年間は新たな資金貸付を行わないものとする。

(延滞利息)

第13条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、償還金又は前条の規定により繰上償還すべき金額を支払期日までに支払わなかったときは、延滞元利金額につき年10パーセントの割合で、当該支払期日の翌日から支払日までの日数により計算した延滞利息を徴収するものとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附則

この細則は、公益財団法人大分県市町村振興協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条)

公益財団法人大分県市町村振興協会資金貸付対象事業

災害関連事業	(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業 (2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関連する事業
その他の事業	(1) 歴史上または学術上価値の高い建造物、城跡等の文化財の保存に資するための事業 (2) 集会施設等の地域連帯意識の醸成に資するための事業 (3) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業 (4) 自然災害防止施設等の地域の防災に資するための事業 (5) 民生施設、環境保全施設等の住民の生活福祉の向上に資するための事業 (6) 共同研修施設等の市町村職員の資質の向上に資するための事業 (7) 消防用自動車、救急用自動車、児童公園、老人憩いの家等の住民の安全及び福祉の増進に資するための事業 (8) 通学道路、図書館、美術館等、教育及び文化の向上に資するための事業 (9) 体育館、プール、遊歩道等スポーツの振興及び健康増進に資するための事業 (10) ごみ運搬車、水質汚濁防止等生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業 (11) その他協会が必要と認めた事業

長期貸付借入申込書

- 1 借入金額 金 円也
- 2 資金の用途
- 3 利率 パーセント 年
- 4 借入希望期日 平成 年 月 日
- 5 元利金の支払方法及び償還年次表により償還します。年以内据置 年半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される
- 6 資金の交付をうける銀行等の店舗 銀行 店（ 口座）

捨印

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込めます。

平成 年 月 日

市（町村）長

公益財団法人大分県市町村振興協会

理事長 殿

- ※
- ※印は、記入しないでください。
 - 借入金額は、算用数字（1. 2. 3. …）で記入してください。
 - 「6. 資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
 - 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

短期貸付借入申込書

- 1 借入金額 金 円也
- 2 資金の用途
- 3 利率 年 パーセント
- 4 借入希望期日 平成 年 月 日
- 5 償還予定期日 平成 年 月 日
- 6 利息支払方法及び期日 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数に
応じ支払います。
- 7 資金の交付をうける銀行等の店舗 (口座)

上記により、貴協会から資金の借り入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込めます。

平成 年 月 日

市（町村）長

印

公益財団法人大分県市町村振興協会

理事長 殿

- ※
- ※印は、記入しないでください。
 - 借入金額は、算用数字（1.2.3.・・・）で記入してください。
 - 「7.資金の交付を受ける銀行等の店舗」欄は、金融機関名及び登録口座名を正確に記入してください。
 - 申込年月日は、申込書類を提出する年月日を記入してください。
 - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

捨印

長期貸付事業概要調書

様式第3号 (第7条関係)

※ 平成 年 月 日 受付

団体名	連絡先	(担当部課名)	部 課	(担当者氏名)	(電話番号)			
借入申込額	千円	平成 年 月 日	事業名	平成 年 月 日	第 () 号			
(予起債の同意等状況)	事業区分	平成 年度	事業債	平成 年 月 日	千円			
	同意等の(予定)額	千円						
同上資金区分	協会資金	千円	予算中地方債に関する定め	償還方法				
	その他の資金	千円						
協会資金の借入状況	平成 年度	平成 年 月 日	千円 (短期、長期)	平成 年 月 日	千円 (短期、長期)			
今回借入申込額のうち短期からの振替希望額 平成 年 月 日 短期借入 千円より 千円を長期借入へ振替える。								
全体計画の概要	事業年度	平成 年度から平成 年度まで	ヶ年事業	予算措置	1. 継続費 2. 毎年度ごとに予算計上			
	総事業費	千円	前年度までの施行済額	本年度施行(予定)額	翌年度以降施行予定額			
			千円	千円	千円	千円		
本年度の工事等状況	工事等の内容	数量	単価	着工(予定)年月日	竣工(予定)年月日			
			円	千円				
計	地上財源内訳	協会資金	その他参考事項					
		その他						
		国・県補助金						
		その他						
※平成 年度 貸付事業	※貸付決定額	千円	※ 同	理事長	出納役	事務局長	担当者	※ 附記
※平成 年 月 日 決定	※貸付日	平成 年 月 日						
※貸付の可否	可 否	平成 年 月 日	平成 年 月 日					

(注) ※印は記入しないでください。

短期貸付事業概要調書

様式第4号 (第7条関係)										※平成 年 月 日 受付	
団体名				連絡先						(担当者氏名) (電話番号)	
借入申込額	千円			借入希望期日						年 月 日	年 月 日
事業名 (資金の用途)	千円			自己資金							
				借入金							
事業費 (資金需要)				千円							
予算に定めた一時借入金の最高額 ㉑				千円							
一時借入金現在高 ㉒				千円							
㉓ - ㉔				千円							
長期貸付への振替希望	振替希望の有無		振替希望額		起債協議(許可申請)の有無						
			千円								
協会資金の借入状況	年 月 日		千円 (短期、長期)								
	年 月 日		千円 (短期、長期)								
※ 年度 貸付事業	※ 貸付決定額		千円							※ 附記	
※ 年 月 日 決定	※ 貸付日		年 月 日							担当者	
※ 貸付の可否	可 否		※ 送金日							理事 事務局長 出納役 常务理事 理事長	

(注) ※印は記入しないでください。

長期貸付借用証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- | | | | | | |
|---|-----------------|----|----------------|---|-----------------------|
| 1 | 資金の用途 | | | | |
| 2 | 利率 | 年 | パーセント | | |
| 3 | 償還期限 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 据置期限 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 5 | 元利金の支払方法及び償還年次表 | 日 | 年以内据置 | 年 | 半年賦元金均等償還とし、貴協会が作成される |
| 6 | 元利金の支払場所 | | 償還年次表により償還します。 | | 銀行 店 |

平成 年 月 日

市（町村）長

公益財団法人大分県市町村振興協会

理事長 殿

- (注)
- ※印は、記入しないでください。
 - 金額は、算用数字（1.2.3.・・・）で記入してください。
 - 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
 - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

捨印

印

特 約 条 項

1. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利息の払込期日は協会が指定するものとする。

2. 延滞利息

借入団体は、元利息の払い込みを遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

3. 債務引受け

借入団体は、債務引受により借入金にかかる債務を第三者に承継させようとするときは、あらかじめ協会の承

特 約 条 項

認を受けなければならないものとする。

4. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 借入金の債務の承継を行った場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた

場 合

5. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

6. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

短期貸付借用証書

金額

上記金額を本日次の条件及び裏面特約条項を承認のうえ借用しました。

- | | | | | | |
|---|----------|--------|-------|---|---|
| 1 | 資金の用途 | 年 | パーセント | | |
| 2 | 利率 | 年 | パーセント | | |
| 3 | 償還期限 | 平成 | 年 | 月 | 日 |
| 4 | 利息の支払期日 | 元金償還の日 | | | |
| 5 | 元利金の支払場所 | 銀行 | 店 | | |

平成 年 月 日

市（町村）長

公益財団法人大分県市町村振興協会

理事長

殿

印

捨印

- (注)
- ※印は、記入しないでください。
 - 金額は、算用数字（1.2.3.・・・）で記入してください。
 - 借用年月日は、資金の貸付年月日を記入してください。
 - 枠外の捨印は、必ず押印してください。

特 約 条 項

1. 繰上償還

- (1) 借入団体は、協会の承認を得て借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
- (2) 協会は、借入団体が貸付金を目的外の用途に使用したときは、借入団体に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利息の払込期日は協会が指定するものとする。

2. 延滞利息

借入団体は、元利息の払込を遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から払込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

3. 報 告

借入団体は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各

号に該当する場合においては、その都度すみやかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 借入金の債務の承継を行った場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた場合

4. 調 査

協会は、貸付金にかかる債権の管理又は保全のため書類若しくは実地について調査することができるものとする。

5. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

事業実施状況調書

市(町村)名

(単位 千円)

事業名	着手年月日		実施事業費		完成年月日	備考
	事業内容	単価	金額	単価		
施行事業					実施事業の進捗率	
					$\frac{\text{実施事業費}}{\text{実施事業費}} \times 100$	
計					%	
財源内容	国庫補助金					
	県補助金					
	協会資金					
	その他					
	その他特定財源					
	一般財源					
	計					

- 注
1. 実施状況を明らかにした写真を添付すること。
 2. 事業内容欄は、規模、構造を簡単に記入すること。
 3. 備考欄には、申請当初事業計画額と実際の実施事業費が異なるときは、その理由を必ず記入すること。
 4. 実施事業費は、実際の金の支払額ではなく実施済の部分を金額に換算した額であること。

償還年次表

団 体 名

事 業 名

元 金	円
貸付年月日	平成 年 月 日
貸付利率	年 %
償還期限	平成 年 月 日

年 度	元 利 支 払 期 日	未 償 還 元 金	償 還 予 定 額		
			元 金	利 子	計
		円	円	円	円
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
平成 年度					
合 計					

（公益財団法人大分県市町村振興協会基金貸付分）

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 様

市（町村）長 印

事業計画変更承認申請書

年 月 日 第 号の申請に係る 年度公益財団法人大分県市町村振興協会による資金貸付の計画を下記のとおり変更したいので、承認くださるよう申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更の内容

別紙のとおり

※変更の内容は、別紙とし、事業概要調書（様式第3号又は様式第4号）について変更後の計画を黒字で、既定計画を赤字で記入すること。

元利金払込通知書

金額	
----	--

内訳

融資年度	償還期日	払込金内訳	
年度	年月日	当期償還元金	当期利子額
合	計		

払込先

銀行 店 普通預金No.
(受取人) 公益財団法人大分県市町村振興協会理事長

上記のとおり払い込んで下さい。

年 月 日
様

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 印

様式第11号 (第12条関係)

繰上償還通知書

繰上償還決定額		円
事業名		
貸付年月日	年 月 日	
貸付額		円
未償還元金		円
繰上償還元金		円
貸付残額		円
払込期日	年 月 日	
払込方法	別添「元利金払込通知書」のとおり	

上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

公益財団法人大分県市町村振興協会

理事長

印

様

繰上償還申請書

繰上償還希望額	円
事業名	
借入年月日	年 月 日
当初借入額	円
未償還額	円
今回繰上償還額	円
差引借入残額	円
繰上償還希望期日	年 月 日
繰上償還の理由	

上記により繰上償還いたしたいので申請します。

年 月 日

市(町村)長

印

公益財団法人大分県市町村振興協会
理事長 様